

寄付の促進に向けた税制改正への提言

—アメリカの寄付信託を参考として—

Proposal for Tax Reforms to Promote Donations
— With Reference to Charitable Trusts in the United States —

大 屋 貴 裕（金沢星稜大学経済学部教授）
OHYA Takahiro

今 井 克 也（税理士：北陸税理士会所属）
IMAI Katsuya

黒 田 尚 彦（税理士：北陸税理士会所属）
KURODA Naohiko

高 橋 孝 治（立教大学アジア地域研究所特任研究員）
TAKAHASHI Koji

<目 次>

はじめに

第1章 寄付と税制

第1節 寄付

第2節 寄付の現状

第3節 寄附税制

第2章 寄付と信託

第1節 寄付と信託の親和性

第2節 特定寄附信託制度

第3章 アメリカにおける寄付と信託利用

第1節 アメリカにおける寄付信託

第2節 大学寄付の事例研究

第3節 ブランド・ギビングの検証

第4節 ブランド・ギビングの有用性

第4章 税制改正の提言

第1節 アメリカとの比較による寄付の現状把握

第2節 寄附税制の問題と課題

第3節 寄附促進税制導入の必要性

第4節 提言

おわりに

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味し、初出にのみ付した。

はじめに

近年、日本では国立大学の学費値上げや基礎研究分野への資金の枯渇からくるノーベル賞級の研究の停滞など、高等教育の危機が叫ばれており、文部科学省は、学生納付金や国からに支援だけでなく、多元的な自主財源の確保を求めているが¹、その財源の重要な財源として「寄付」に注目が集まっている。アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」という。）の主要な大学では、莫大な寄付を集めており、日本とはけた違いの資金運用による活用を行ってきた。

我々の研究グループは、これまで「信託」という形式を用いることによって解決できる問題を検証し、また、信託利用における課税関係を確認し信託税制の問題を検討してきたが、今回の研究では、寄付を促進する仕組みとして、信託を利用した寄付の仕組みが存在してきたことから、信託を利用することにより、どのような効果があり、有用性があるのかという点を命題として、日本の課税関係を確認し、税制の問題やそれにまつわる課題を検証する。

本稿では、寄付の先進国であるアメリカを参考とし、アメリカの大学が採用しているブランド・ギビングに焦点をあてること、及び、中華人民共和国（以下、「中国」という。）の取り扱いを調査し比較検証することで、日本への制度の導入及び制度における税制の課題を検討してみたい。

最後には、将来の日本の課題や問題を解決すべく、また国力回復の基盤を支える高等教育への国民の関心を向けさせるため、大学への寄付を後押しする税制の提言を試みたい。このような税制の導入は、ひいては日本の寄付文化の醸成に貢献するものと考ええる。

なお、「寄付」と「寄附」とは同じ意味として使用されており²、特段の使い分けの定義もないことから、本稿では、税制に関連する場合は、主に「寄附」を使用し、それ以外では、「寄付」を使用することとする。

第1章 寄付と税制

「寄付」の概念や意義については、定義や法的な位置づけが明確とはなっていないことから、本稿を進めていくうえで、最初に整理をしておきたい。次に、寄付に関する税制を整理しておく。

日本には寄付に関する税制が多数存在する。特に所得税においては、個人が特定の団体に寄付をしたときに一定の寄附金額を所得控除する「寄附控除」という制度があり（所法78条）、一定の望ましいと考えられている行動を税制の面から後押しする租税優遇措置の一つであるとされる³。

所得税の寄附控除制度を巻き込んだ、いわゆる「ふるさと納税」は、令和5年度において寄付額が1兆円を超えたとの報告がなされており⁴、同制度は活況を呈してはいる。しかし、一方で制度に批判的な意見がなされていることから、ルールの厳格化が度々行われてきた⁵。この「ふるさと納税」がこれほどまでに活用されてきたのは、税制優遇の存在、すなわち寄付をすることに強いインセンティブが与えられていたからである。

ふるさと納税を利用すること自体が寄付行為であるかどうかという点は、本稿では深く追及はしないが、所得税の寄附控除を適用しているという事実があることから、ふるさと納税が日本の寄付行動に影響を与えていることは間違いがない。

このように、寄付と税制は密接に関連しているといえよう。

¹ 文部科学省ウェブサイト「資料4『私立大学等の振興に関する検討会議』前回（第11回）の主な意見」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/073/attach/1382811.htm（2025年3月25日閲覧）

² 日本における所得税法（昭和22年法律第27号）上の「寄附金控除」については、従来は「寄附金控除」と呼ばれていたものの、昭和40年3月31日公布の所得税法改正（昭和40年法律第33号。同年4月1日施行）で一度「寄付金控除」という名称に改正され、平成20年4月30日公布・施行の所得税法改正（平成20年法律第23号）で再び「寄附金控除」という名称に変更されており、「寄付」と「寄附」という用語の使い方に大きな違いがあるようには思われない。

³ 佐藤英明『スタンダード所得税法（第4版）』弘文堂（2024年）364-365頁

⁴ 総務省ウェブサイト「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000127.html（2025年3月25日閲覧）

⁵ 総務省は令和6年6月28日発表において、令和7年10月から寄附に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止するとした（総務省ウェブサイト「ふるさと納税の指定基準の見直し等」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000126.html参照。）。

第1節 寄付

(1) 寄付の意義

寄付 (donation) とは、寄付者の自由意志に基づいて金品を贈与することであり、「寄贈」や「寄進」と表現される場合もあるが、一般的には、個人や団体が自らの意思で金銭や物品を無償で提供する行為をいう。

近年、日本では大規模災害が多く発生しており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では大規模な被害が生じ、被災者支援において寄付が積極的に活用されたことから「寄付元年」ともいわれている⁶。令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの支援・寄付が寄せられ、被災者支援に結びついている。

また、寄付は慈善活動や芸術的な活動を行う団体を支援する重要な財源であり、日本においてもその重要性は高く、社会における役割は強まっている。

この10年、寄付を取り巻く環境は変化や進化を遂げており、日本ファンデレイジング協会「寄付白書2021」(以下、「寄附白書2021」という。)では、日本における寄付の特徴として、①寄付者の増加、②オンライン・クレジットカードによる寄付の増加、③遺贈寄付への関心の高まり、という3つの特徴が見いだされると指摘している⁷。

(2) 寄付の類型

寄付には、寄付する者(寄付者)、寄付を享受する者(受益者)が存在するが、寄付者から受益者に直接に寄付するだけでなく、災害被災者に対する支援活動のように寄付者から寄付を受けて管理・運営を行う事務局など(受寄者)と受益者(災害の場合は被災者)が一致しない場合がある。以下では、寄付の類型として、前者の寄付を、「寄付者・受寄者兼受益者型」とし、後者の寄付を「三者関与型」とする。

(3) 寄付と贈与と信託

「贈与」とは、寄付と同様に、贈与者の自由意志に基づいて金品を無償で提供することであり、寄付と同じ意味で使用することもあるが、贈与の目的は、感謝の気持ちや人間関係の構築、相手の支援や助けといった意味合いがあるなど、多岐にわたる。

また贈与と寄付は法的な定義や取り扱いも異なり、日本の民法(明治29年法律第89号)では、ある財産を無償で相手方に与える意思を示し、相手方がそれに受諾することによって成り立つ片務・諾成・無償の契約としており(民549条)、書面によらない贈与の場合は、各当事者はいつでも解除することができることとなっている(民550条本文)。

「寄付者・受寄者兼受益者型」及び「三者関与型」の寄付は、民法上の贈与とみることもできそうであるが、寄付者から受寄者への贈与に着目すると、「三者関与型」の場合は、寄付者は受益者のために贈与(寄付)をしているので、受寄者のために贈与をしているとはいえないことから、学説では、「三者関与型」寄付は、単に贈与として論じるのではなく、特殊な贈与として論じており、寄付は寄付者から受寄者へ信託的に譲渡されるとする(信託的譲渡説)⁸。

一方、「信託」とは、委託者が、信託行為によって、受託者に信託財産を帰属させつつ、同時に、その財産を信託目的に従って、社会のためにまたは自己もしくは受益者のために、管理・処分すべき拘束を加えることによって成立するものである(信法2条1項、3項)。

信託は、贈与と同様に契約によるものであるが、公共的な慈善目的のために財産が無償で譲渡される場合は、一般的に寄付と呼ばれ、このような寄付を「信託型の贈与」とする見解もある⁹。

以上のように、寄付、贈与、信託は法的効果や設定方法は異なる面も多々あるが、隣接した概念といえることができる。

なお、寄付に関しては、寄付金を騙し取る行為、寄付金の使途等を明示せずに集金を行い、最終的に使途が不明、あるいは寄付が目的どおりに利用されなかったことで批判を浴びるという問題や、義援金の募集を行った日本赤十字社が、義援金は善意の寄付金という性格から、法令等の具体的な定めがないとの問題が指摘されている¹⁰。

⁶ 日本ファンデレイジング協会編『寄付白書2021』日本経団連出版(2021年)9頁

⁷ 日本ファンデレイジング協会編前掲注(6)122頁

⁸ 内田貴『民法Ⅱ(第3版)債権各論』東京大学出版会(2011年)170頁

⁹ 山本敬三『民法講義Ⅳ-1契約』有斐閣(2005年)331頁

¹⁰ 小出隼人「民法学からみた寄付－寄付はどのように法的に構成されるのか－」Academic Research on Donations(2022年)2頁

第2節 寄付の現状

以下では、日本をはじめ各国の寄付の状況を確認する。

(1) 日本

寄附白書2021では、2020年1月から12月までの日本全体の個人寄付総額¹¹は、1兆2126億円であると推計しており、これは前回調査（2016年1月から12月）と比較すると、寄付は7756億円から約1.5倍増加しているとの調査結果が示されている¹²。

カテゴリー内訳¹³は、カテゴリー1は2628億円（21.7%）、カテゴリー2は2773億円（22.9%）、そしてカテゴリー3は6725億円（55.5%）である。なお、ふるさと納税の活用は一層進んでおり、総務省の令和6年調査結果によると、2016年の2844億円から2023年の1兆1175億円と約4倍に急増している¹⁴。

寄付者の年齢別では、男性も女性も高年齢ほど寄付者率が高く、男性では20歳代の29.6%が最も低く、70歳代の51.7%が最も高く、女性では、20歳代が21.9%、70歳代では57.6%となっている¹⁵。

また、他の調査結果として¹⁶、寄付の動機・きっかけについて、「自治会や町内会が集めに来たから（回覧を含む）」、「毎年のことだから」、「関心があったから」との3つの理由が挙げられている。なお、一部の理由として、「インターネットで知ったから」と「税の優遇措置があったから」との調査結果は興味深い。

(2) アメリカ

アメリカは寄付大国であり、他国に比べても寄付総額は突出している。2023年度における寄付総額は5571億6000万ドルで、個人寄付額は3744億ドル（約52兆4160億円）と報告されており¹⁷、日本の個人寄付総額の40倍以上である。

同年度におけるアメリカの寄付金総額の内訳を見ると、個人寄付が3744億ドル（67.2%）で最も多く、次が財団寄付（1035億ドル、18.5%）、遺贈寄付（426億ドル、7.6%）、法人寄付（365億ドル、6.5%）の順であった。受給者の受け取り金額については、ドルベースでは、寄付を受け取る非営利団体の9つのカテゴリー（宗教（1458億ドル）、ヒューマンサービス（888億ドル）、教育（876億ドル）、財団（800億ドル）、公共機関（628億ドル）、福祉（565億ドル）、国際問題（299億ドル）、芸術・文化・人文科学（252億ドル）、環境生物（212億ドル））のすべてにおいて寄付額が増加していた¹⁸。

アメリカの寄付の特徴としては、「アメリカ人の高い寄付意欲」と、「チャリティ団体を評価する目の厳しさ」という評価がされており、アメリカには豊富な寄付機会や寄付手段があるとされ、ファンデレイジング（資金調達）において以下のようなターゲットに応じたマーケティングが緻密に行われており、一般勤労者から大富豪まで寄付がしやすい仕組みが用意されているという¹⁹。

①勤労者

雇用主が参加を了解し、職が単位で行う寄付活動で、一般的には寄付を求める複数のNPOをメンバーとするファンデレイジング組織が職場キャンペーンを行い、従業員から給与天引きというかたちで寄付を募る「ワークプレイス・ギビング」という手法により、年間約48億ドルが集められている。

¹¹ 本調査書での寄付の定義は「自分自身や家族のためではなく、募金活動や社会貢献等を行っている人や団体に対して、金銭や金銭以外の物品（衣料品、食料品、医療品、日用品、クレジットカードのポイント、不動産など）を自発的に提供する行為」とし、個人寄付と個人会費を分けて分析している。

¹² 日本ファンデレイジング協会編前掲注(6)19-27頁

¹³ カテゴリー1は、「まちづくり・まちおこし、緊急災害支援、国際協力・交流、芸術文化・スポーツ、教育・研究、雇用促進・雇用支援、保健・医療・福祉、子ども・青少年育成、自然・環境保全、権利擁護・権利支援、社会貢献活動の中間支援、その他」、カテゴリー2は、「国や都道府県や市区町村（ふるさと納税以外）、政治献金、宗教関連、共同募金会、日本赤十字社、自治会・町内会・女性会（婦人会）・老人クラブ・子ども会など、業界団体・商業団体・労働組合」、カテゴリー3は、「ふるさと納税」という分類である。

¹⁴ 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000960670.pdf（2025年3月26日閲覧）

¹⁵ 日本ファンデレイジング協会編前掲注(6)31頁、(図1-9) 参照

¹⁶ 日本ファンデレイジング協会編前掲注(6)36頁、(図1-11) 参照

¹⁷ Giving USA. (2023). *Giving USA: U.S. charitable giving totaled \$557.16 billion in 2023*. Retrieved from <https://givingusa.org/giving-usa-u-s-charitable-giving-totaled-557-16-billion-in-2023/>（2025年3月26日閲覧）

¹⁸ Giving USA. (2023). *Giving USA: U.S. charitable giving totaled \$557.16 billion in 2023*. Retrieved from <https://givingusa.org/giving-usa-u-s-charitable-giving-totaled-557-16-billion-in-2023/>（2025年3月26日閲覧）

¹⁹ 秋葉美知子「アメリカの個人寄付メカニズムに関する一考察」文化経済学6巻4号（2009年）59-62頁

ワークプレイス・ギビングとは、一般的に会社と従業員の双方が合意し、会社が従業員の給与から指定された金額を控除して課税当局が認める慈善団体に寄付する制度であり、従業員は別途送金する手間なく慈善寄付を行うことができ、税控除を受けることができ、会社によってはマッチング拠出として従業員が寄付した金額と同額を上乗せして指定された慈善団体に寄付を行うこともある。

ワークプレイス・ギビングは会社と従業員の慈善活動に対する指向性の一致など、人材獲得、人材確保の面からも有効と考えられ、アメリカでは容易に行えるようにフィデリティなどの金融会社がプラットフォームを提供する、もしくは、Google Play Store でアプリ（Workplace Hub）が配布されるなど²⁰、インフラが整っているといえる²¹。

なお、オーストラリア連邦でもワークプレイス・ギビングは広く普及しており、Australian Taxation Office（オーストラリア税務局）のホームページではスキームを詳しく説明している²²。

②富裕層

富裕層に対しては、節税を考慮した以下に示すブランド・ギビングにより、寄付を集めている。ブランド・ギビングについては、第3章において詳しく検証する。

名称	内容
生命保険寄付 Life Insurance Gift	十分お金があり、昔購入した生命保険など必要ない人は、生命保険証券をチャリティ団体に寄付すると、保険の現在価格が所得控除される。
年金型寄付 Charitable Gift Annuity	寄付者は現金その他の資産をチャリティ団体に寄付。チャリティ団体は寄付者本人 and/or 指定された受給者に、定期的に定額の年金を支払う。年金受給者が死亡した時点で、チャリティ団体は残余資産を受け取る。
チャリタブル・リメインダー・トラスト Charitable Remainder Trust (CRT)	寄付者は、CRTに現金その他の資産を譲渡。CRTは資産を運用し、寄付者 and/or 指定された受給者に、寄付者の生存中 or 定められた期間、定額年金あるいは変動型分配金を支払う。満了後、寄付者があらかじめ指定したチャリティ団体が残余を受け取る。
チャリタブル・リード・トラスト Charitable Lead Trust (CLT)	寄付者は現金その他の資産をCLTに譲渡。CLTは資産を用い、定められた期間寄付者が指定したチャリティ団体に寄付をする。期間が満了した時、残余資産は指定された受益者（たいてい寄付者の家族）に返還される。
プールド・インカム・ファンド Pooled Income Fund	CRTのグループ版。多くの寄付者から資金を集めて運用し、出資額に応じて運用益を指定された受給者に一生涯支払う。受給者の死後、残余は寄付者があらかじめ指定したチャリティ団体が受け取る。

（出所）秋葉美知子「アメリカの個人寄付メカニズムに関する一考察」文化経済学6巻4号62頁

③ドナー・アドバイズド・ファンド

ドナー・アドバイズド・ファンド（Donor Advised Fund, DAF）とは、近年最も成長しているギビング・ピークルで、個人や家族、企業に代わって寄付マネジメントを行うために設立された基金である。

仕組みとしては、以下のような流れである。

(1) 寄付者は一定額以上の資金をDAFに提供して自己の口座をつくる（現金だけでなく株式や投資信託、生命保険証券なども受け入れる。ただし、払い戻しは不可）。DAFはパブリック・チャリティなので、寄付者はこの時点で所得控除を受けることができる。

(2) DAFは提供された資金を寄付者の要望に沿って運用する。

(3) 寄付者は口座開設後いつでもDAFに寄付先をアドバイスし、自己の口座から寄付を行うことができる。

この仕組みは、独自に財団を設立するより手続きが簡単で、コストもかからず、資金を提供した後で寄付先を決められるのが特徴であり、財団設立と違って資金額が公になることもない。1992年に民間の大手投資会社フィデリティがDAFを設立したのをきっかけに急速に成長し、寄付マネジメントを専門に行うパブリック・チャリティ（National Philanthropic Trustなど）、民間投資会社や銀行（Fidelity Investment, Bank of Americaなど）、コミュニティ・ファウ

²⁰ STC Payroll Giving. (n.d.). *Workplace Giving Hub*. Retrieved from <https://stcpayrollgiving.co.uk/workplace-giving-hub/>（2025年3月26日閲覧）

²¹ アメリカでは、連邦政府職員や地方行政組織職員向けに毎年キャンペーンを行っているという。農務省のキャンペーンのサイト <https://www.usda.gov/about-usda/general-information/initiatives-and-highlighted-programs/combined-federal-campaign-cfc> 参照。

²² Australian Taxation Office. (n.d.). *Workplace giving programs for employees*. Retrieved from <https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/jobs-and-employment-types/working-as-an-employee/workplace-giving-programs-for-employees>（2025年3月26日閲覧）

ンデーション、宗教関連団体、大学など多くの主体がDAFを設立しているという²³。

この仕組みを利用することで、ファンドへの拠出時に一括で税控除を受けることができることやその後長期に渡って慈善団体に寄付を続けていくことが可能となるという利点が強調される。一方で、アメリカの内国歳入庁（IRS）は、この仕組みを悪用し、疑わしい慈善寄付控除を生みだすことや、寄付者とその家族に許されない経済的利益を目的（寄付者のタックスシェルター等）とするものがあることを認識しており、そのような場合には慈善寄付控除を認めないなどの措置を取ることがあると警告している²⁴。

（3）中国

中国では、2023年における寄付総額は約1560億元（約22億米ドル、約3300億円）に達しており、内訳としては、企業寄付は総額の約70%を占め、個人の寄付は約20%を占めている²⁵。

特に、過去10年間にわたり億万長者の慈善家の数が倍増しており、富裕層の慈善活動への参加が増加し、さらに、中国政府は寄付の透明性と規制を強化するために、2023年12月29日公布で「慈善法」の改正を行い（主席令第16号。翌年9月5日施行）、緊急支援メカニズムの改善や監視強化を目指しているという²⁶。

なお、寄付の受け入れ団体として、北京大学では、寄付金の受け入れるために、税控除になる団体であることを明記し、寄付の流れ、寄付の方法、寄付の運用等の情報開示を行っている²⁷。

第3節 寄附税制

寄付に関しては、その国の税制が大きく影響しており、特に寄付を促進するような寄附優遇措置を設けている国は多い。以下では、日本の寄附税制を中心に、アメリカ、中国、における寄附関連税制を確認する。

（1）日本の寄附税制

日本においては、個人もしくは法人が寄付を行った場合に、優遇措置を講じている。以下では税目ごとに確認する。

①所得税

所得税においては、個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対して、「特定寄附金」を支出した場合に所得控除を受けることができるとしている（所法78条）。これを寄附金控除という。

当該規定については、所得税法創設以来、事業関連性があれば必要経費とすることが認められていたが、その他の寄附金については、所得の任意処分性が強いこと、累進税率の構造があること、高額所得者に対する特殊の減税に偏する嫌いがあること、からこのような寄附金に対する控除制度は設けられていなかったが、公益事業の施設の整備拡充等が公費だけでなく、民間の寄付に期待している事実が相当にあることや欧米における公益事業等に対する寄付の慣行も各国の税制上の措置に裏付けられている点が大きなことなどから、設けられたとされる²⁸。

また、個人が法人に財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されるが（所法59条1項）、国や地方公共団体に対して財産を寄附した場合や公益法人に対して財産を寄附した場合で、一定の要件に該当する場合は、譲渡所得が課税されないこととしている（措法40条）。

平成23年度税制改正においては、寄附控除に関して、一定の要件を満たす寄附金については税額控除が認められることとなった（措法41条の18第2項（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除）、41条の18第3項（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）等）。このような制度は、特に小口寄附者への減税効果が高く、草の根的な寄附文化の醸成を促すことを目的とし導入されたともいわれる²⁹。特に、近時

²³ 秋葉前掲注(19)62頁

²⁴ Internal Revenue Service. (n.d.). *Donor-advised funds*. Retrieved from <https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-organizations/donor-advised-funds> (2025年3月26日閲覧)

²⁵ Bain & Company. (n.d.). *Digital philanthropy in China: Activating the individual donor base*. Retrieved from <https://www.bain.com/insights/digital-philanthropy-in-china-activating-the-individual-donor-base-report/> (2025年3月26日閲覧)

²⁶ Development Brief. (2023). *Significant developments unfolded within China's philanthropic landscape in 2023*. Retrieved from <https://chinadevelopmentbrief.org/reports/significant-developments-unfolded-within-chinas-philanthropic-landscape-in-2023/> (2025年3月26日閲覧)

²⁷ 北京大学教育基金会「捐贈免稅」2023年3月（ウェブサイト）https://www.pkuef.org/jzshi_na/jzms.htm (2025年3月26日閲覧)

²⁸ 武田昌輔監修『DHCコンメンタル所得税法3巻』第一法規4782頁

²⁹ 福井文威「日米の寄附税制試論 草の根的な寄附を支える日本 大口寄附を支える米国」2023年3月アルカディア学報、日本私立大学協会（ウェブサイト）<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/639.html> (2025年3月26日閲覧)

本で最も多く利用されている寄附は「ふるさと納税」であるが、本制度は、所得税の寄附金控除と地方税の税額控除ができることで利用者が激増した。

平成24年度税制改正で創設された、特定寄附信託制度については後述する。

②法人税

法人税では、法人が寄附金を支出したとき（一般の寄附金）、特定公益増進法人に対してした寄附金は、原則として一定額を超える部分の金額は損金の額に算入されないこととなっており、国または地方公共団体に対する寄附金、公益法人等に対する寄附金で、一定の要件を備えるものへの寄附金（指定寄附金）、に該当する場合は、その全額が損金の額に算入される（法法37条）。

法人の支出した寄附金には事業に関連するものとそうでないものとが含まれており、これを一定の画一的基準によって限度額を定めて、その限度額の範囲内であれば損金性を認め、限度額を超える場合には、そのを超える部分を否認しようとするのがこの規定の趣旨であり、一方で、国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金については全額損金算入を認め、特定公益増進法人への寄附金は特別損金算入限度額まで損金算入を認めているのは「政策的見地」からであるという³⁰。

なお、法人税の実務では、支出した経費が一般の寄附金に該当するかどうかということで問題になることが多く、給与、広告宣伝費、接待交際費、または福利厚生費との境界が不明確な場面が少なくない。

③相続税

相続税では、本則において、公益を目的とする事業を行う者が相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供する財産は、相続税が課税されないことになっており（相法12条1項3号）、相続又は遺贈により取得した財産をその取得後その相続人又は受遺者が公益法人等に寄附しても、その財産については、相続税が課税されることになるが、特例として、相続や遺贈によって取得した財産を、相続税の申告期限までに、国、地方公共団体、公益を目的とする事業を行う特定の法人又は認定非営利活動法人（認定NPO法人）に寄附した場合や特定の公益信託の信託財産とするために支出した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税の対象としないという規定が設けられている（措法70条）。

本特例制度の立法趣旨としては、相続又は遺贈による財産の取得直後における公益法人等への財産の寄附は、被相続人の意思等に基づいて行われるものが多いこと、及び日本においては、民間事業による科学、教育の振興、社会福祉の向上等が重要であり、法人税や所得税において公益社団法人・公益財団法人等の特定の公益法人等に対する寄附金控除が認められていることとも併せて、相続税においてもそれらの財産は非課税財産とされているものであるといわれている³¹。

(2) アメリカの寄附税制

アメリカでは、寄附金の拠出については連邦所得税（Income tax）において、所得控除の方式を採用している。連邦所得税の税額計算の過程において、個人（Individual）では所得控除として定額控除（Standard deduction）と項目別控除（Itemized deduction）という2つの方式があり、このどちらかを納税者は選択することになる。定額控除とは世帯構成等に応じて定められた一定の控除額を所得から控除する方式であることから、寄附金額があった場合でも基本的に控除額には関係がない。一方で、項目別控除とは、寄附や医療費などの控除項目の合計が定額控除を超えた場合に利用できる控除項目である。したがって、寄附控除の恩恵を受けるのは項目別控除を選択する納税者であり、項目別控除を選択するまでに至らない定額控除を選択した納税者は、寄附による連邦所得税上の優遇措置は受けないこととなる。

その場合の寄附控除は所得の50%を上限とし³²、申告年度で引ききれない場合は、繰越の控除が5年認められている（IRC170(d)(1)(A)）。

また評価性資産（株式や土地等）形態で寄附を実施した場合は、そのキャピタル・ゲインに対する課税が免除されるだけでなく、当該寄附資産の時価額での所得控除を認めている（IRC170(e)(1)）。

そのためアメリカでは、寄附控除は大口寄附者に有利になるようになっており、このような点からも大口寄附者へのインセンティブを制度面から支えていることが伺える。

(3) 中国の寄附税制

中国の税制における個人が拠出する寄附金は、所得控除として取り扱われる。中国においては個人に対する所得税は個

³⁰ 武田監修前掲注(28)2555頁

³¹ 武田監修前掲注(28)4077頁

³² 2024年11月20日時点では、時限的に60%とされている（IRC170(b)(1)(A),170(b)(1)(G)(i)）。

人所得税法（1980年9月10日全国人民代表大会常務委員会委員長令第11号公布，同日施行。1993年10月31日主席令第12号公布で全面改正，公布日施行。2018年8月31日主席令第9号公布で最終改正，翌年1月1日施行）を根拠としている。

そして，2018年8月31日公布（翌年1月1日施行）の改正以降は，個人所得税法第6条第3項に寄附金控除の規定があり，それは以下のように規定している³³。

「個人がその所得を教育，貧困緩和，救済など公益慈善事業に寄附し，その寄附額のうち納税者が申告した所得額の100分の30を超えない部分は，その納税所得額から控除することができる。国务院の規定により，公益慈善事業に対する寄附額の全額が控除できる場合にはその規定に従うものとする」

そして，個人所得税法第6条第3項を受けて，個人所得税法实施条例が2018年12月18日に改正され（国务院令第707号。翌年1月1日施行），その第19条は以下のように規定した。

「個人所得税法第6条第3項でいう個人がその所得を教育，貧困緩和，救済など公益慈善事業に寄附するとは，個人がその所得から中国国内の公益性社会团体，国家機関を通じて教育，貧困緩和，救済など公益慈善事業に寄附をすることであり，納税所得額とは，寄附した額を控除する前の納税すべき額をいう」

すなわち，中国における個人所得税法上の寄附金控除を受けるためには，教育，貧困緩和，救済など公益慈善事業に対して，中国国内の公益性社会团体，国家機関を通じて寄附を行う必要がある。

また，中国における法人税法に相当するのは，企業所得税法（2007年3月16日主席令第63号公布，翌年1月1日施行。2018年12月29日主席令第23号公布で最終改正，公布日施行）である（2008年1月1日に企業所得税法が施行されるまでは，外商投資企業および外国企業所得税法〔外商投資企業和外国企業所得税法〕が施行されていた）。企業所得税法第9条は「企業で発生した公益的寄付金支出は，年度利益総額の12%以内の部分の課税所得額を計算するときに控除することができる。年度利益総額の12%を超える部分は以後3年内に繰り越して課税所得額を計算するときに控除することができる」と規定している。そして，この規定を受けて企業所得税法实施条例第51条では，「企業所得税法第9条にいう公益的寄付とは，企業が法律の規定に基づき，公益性社会团体，県級以上の人民政府およびその部門を通じて，慈善活動および公益事業のために行う寄付を指す」と規定している。

また，中国における寄附金控除においては，財政部税務総局民政部が發布した「公益目的寄付金の税額控除に関連する事項に関する公告〔關於公益性捐贈稅前扣除有關事項的公告〕」（財政部公告2020年第27号）という通達がある（2020年5月13日發布，同年1月1日遡り施行）。この五（四）によれば，毎年末前に，省級以上の財政，税務，民政部門は，その権限に従って，公益的寄付の税引き前控除資格の確認とリスト³⁴の公表をしなければならないとしている。すなわち，企業所得税法上の寄附金控除を受けるためには，このリストに記載された者を寄附の対象にする必要がある³⁵。また，省級以上の財政部門が作成，かつ受贈会社印が押印された公益的贈与の原資証憑あるいは受贈会社印が押印された「非税収入一般支払書」の「領収書〔收據聯〕」を持って控除する必要がある³⁶。

このため，企業所得税法による寄付金控除は，個人所得税による寄付金控除よりもさらに限定された場合に適用できるものということになる。

第2章 寄付と信託

前章で述べたとおり，寄付の種類として，「三者関与型」の寄付類型は，信託的譲渡的な寄付であるとされ，委託者，受託者，受益者の登場する「信託」と同様な行為として認識されることとなる。

本章では，信託と寄付がどのような関係にあるのかについて整理し，信託を利用した税制である「特定寄附信託」について確認する。

³³ 中国の個人所得税法における寄附金の取り扱いについては，日本語では高橋孝治「所得税法上の寄附金の取り扱いに対する日中台比較」租税実務研究12号（2022年）19～43頁が詳しい。

³⁴ 中華人民共和國財政部ウェブサイト「關於2023年度-2025年度和2024年度-2026年度公益性社会組織 捐贈稅前扣除資格名單的公告〔2023-2025年および2024-2026年の公益社会团体について 税額控除対象寄付金リストの公表〕」
https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202401/t20240104_3925051.htm（2025年3月26日閲覧）

³⁵ 「財政部，税務総局，民政部關於2020年度——2022年度第二批公益性社会組織捐贈稅前扣除資格名單的公告」『稅收征納』（2021年4期）中国・武漢新聞傳媒有限公司（2021年）39頁

³⁶ 張磊「論新《企業所得税法》下企業公益性捐贈的財稅處理」經濟論壇2008年21期（2008年）106頁

第1節 寄付と信託の関係

(1) 寄付と信託の親和性

前章で述べたとおり、寄付が第三者型で行われる場合は、寄付者から受寄者へ信託的に譲渡されるとされ、成立要件が異なるものの、そこには同様な効果を認めることができる。信託は成立要件として契約を用いることから、単純な寄付では問題となっていた寄付金の詐取行為を解消させ、一方で使途不明寄付の透明化を実現できる可能性を潜在させている。

このように、信託は、寄付という行為を達成するための形式（道具）としての利用が大いに検討されるべきであろう。

(2) 寄附信託利用の有効性

寄附行為自体は上記のように信託と親和性があることから、信託を利用した寄附行為は自然な成り行きであるが、受託者に信託財産の運用を任せる等、信託を利用することでの有益な部分がある。また、先に述べたように、寄付を問題なくできるような仕組みをとることから、寄付者、受託者（受け入れ先）、受益者（寄付を受ける者）、すべての参加者にとって有効な形式といえよう。

一方で、このような信託を利用して寄付行為を行った場合は、単純な寄付行為に比べ複雑になることから、課税関係が利用の際に問題となる点は注意が必要である。

(3) 特定寄附信託の創設

日本においては、寄付を行う場合の優遇税制として、信託形式で行うことを要件としているものがある。

信託契約により、寄付者（委託者、設定者）が受託者に金銭等の信託財産を委託し、公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）などの寄付先（受益者）に移転（寄附）する場合は、所得控除の適用を認めることや財産から生ずる所得課税等を免除するという制度が平成23年度（2011年）の税制改正により創設された。この制度は「特定寄附信託」と呼ばれる。

寄附先については、信託銀行等が契約を締結した公益法人等の中から、寄附ニーズに応じて選択する仕組みになっており、信託銀行等ごとに異なる寄付先を掲げている。

本制度に該当する信託では、当該信託で運用した収益は非課税となり（措法4条の5）、寄付者（委託者）は所得税において、毎年の寄附金のうち元本部分について、寄附金控除等の所得控除を適用することができる。

第2節 特定寄附信託制度

前節で説明したように、信託を利用した寄附のうち、税制優遇を受けることができる寄附を特定寄附信託と呼ぶ。特定寄附信託とは、委託者たる寄付者が、受益者を指定した公益法人やNPO法人等にする信託を設定することで、信託した財産が公益のために活用されることが予定される信託である。以下では、特定寄附信託制度の概要を確認する。

(1) 立法趣旨

本制度は、非営利活動法人等の「新しい公共」の担い手を支える環境を整備する観点から、個人からの寄附を行いやすくするための税制面での支援策の一環として、信託が個人と非営利活動法人等との間をつなぐ仲介機能を果たすことを期待し、信託を活用した計画的な寄附を行う仕組みに対する特例措置として創設されたものとされる³⁷。

(2) 内容

特定寄附信託で運用した収益は非課税となり（措法4条の5）、確定申告をすることによって、毎年の寄附金のうち元本部分について、寄附金控除等を受けることができる（所法78条）。

特定寄附信託に該当し税制優遇措置を受けるためには、以下のような信託である必要がある。

① 公益性

寄附信託の目的が教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与するものであること。

② 主務大臣の証明

寄附信託が特定公益信託として認定されるためには、主務大臣の証明を受ける必要がある。

③ 信託財産の使用目的

寄附された財産が、公益目的のために確実に使用されることが求められる。

具体的には、信託を活用して計画的な寄附を実施すること、信託設定後ただちに寄附を開始すること、寄附者が死亡した場合には残余財産を全て寄附すること、信託設定金額の3割を上限に寄附者に金銭を交付すること、5年以上10年以下

³⁷ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法 5巻』第一法規954頁

の信託期間を設けること、信託財産は金銭のみ、信託財産の運用は預貯金、国債・地方債、貸付信託、合同運用指定信託に限られる、委託者への信託財産の交付は信託設定額の3割を超えず、かつ1年ごとに各期間均等に交付しなければならない（措法4条の5、措令2条の35、措規3条の17）、などを要件に、運用収益の非課税、寄附金控除の適用などの税制上の優遇措置が受けられる。

なお、非課税の特例の適用を受けた公社債等の利子等については、重複して税制上の特例の適用を受けることを排除する観点から、その利子等の金額に相当する部分について、寄附金控除（所法78）、認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除（措法41の18第2項）、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18第3項）、震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除（震災特例法8条）に定める寄附に関する特例の対象となる寄附金からは除外することとされている（措法4条の5第9項）。

第3章 アメリカにおける寄付と信託利用

いうまでもなくアメリカは寄付大国である。日本の令和2年度における個人寄付者数は4352万人で総人口の44.1%、寄付額は1兆2126億円（うちふるさと納税は6725億円）であるが、アメリカの個人寄付額は、約34.6兆円であり³⁸、寄付金額は日本の30倍以上である。そのアメリカにおいて寄付は、チャリティ活動のための資産を提供するという側面だけではなく、財産管理における一活動としての側面が指摘されてきた³⁹。

本章では、アメリカにおける財産管理として信託を利用した寄付の意義や方法について確認していく。

第1節 アメリカにおける寄付信託

(1) ブランド・ギビングの概要

アメリカでは、計画的に寄付を行うことを「ブランド・ギフト（planned gift）」や「ブランド・ギビング（planned giving）」と呼んでおり、一般的に、「個人資産管理・運用の概念を適応しつつ、個人寄付者が生前に遺言等の法的契約により、指定したNPOあるいは法的受益者に対し終身あるいはその死去時に資産が譲渡される様計画した寄付をブランド・ギフト（planned gift、計画的寄付）と総称し、その調達に関わる概念と諸活動をブランド・ギビング（planned giving、計画的寄付活動）」と定義している⁴⁰。アメリカでは、そのようなブランド・ギビング（ギフト）には、通常信託が用いられてきた。

ブランド・ギビングに関しては、寄付活動でありながら、アメリカ税制によって多大な節税が可能となり、資産運用の観点からも1980年以降急激に伸びており、ベビーブーマー世代の退職に伴う世代間の資産移転などを見越して、公益団体のみならず、資産運用・管理会社に代表される営利金融機関が1990年代に入り参入するなど、セクターを超えた広い関心を集めている分野であるとされる⁴¹。

きっかけとなったのはTax Reform Act of 1969の税制改正である。改正により、私益と公益を兼ねた仕組みとして制度化されたことから、税制上の恩恵や生前配当収入の仕組みが可能となり、退職後の生活設計等において金融機関やファイナンシャル・プランナーにより資産運用方法の一環として「積極的に」進められてきたという⁴²。

(2) 主なブランド・ギビング手法

アメリカでは、信託を利用したブランド・ギビングは様々存在するが、特に有名な方法として、Charitable Reminder Trust（以下、「慈善残余財産信託」もしくは「CRT」という。）とCharitable Lead Trusts（以下、「慈善リード信託」もしくは「CLT」という。）がある。

以下では、各手法の内容を確認する。またアメリカにおけるブランド・ギビングでは、税制を含めたうえで計画されていることから、それぞれの方法に関する税制も確認しておく。

なお、以下では、財産を支出し寄付を行う者を「委託者」として説明する。

³⁸ 日本ファンドレイジング協会編『寄付白書2021』日本経団連出版（2021年）28頁

³⁹ 公益財団トラスト60「金融機関と寄付～ブランド・ギビングによる新たな寄付市場創造～」(2013年)1頁

⁴⁰ 公益財団トラスト60前掲注(39)1頁

⁴¹ 公益財団トラスト60前掲注(39)1頁

⁴² 公益財団トラスト60前掲注(39)1頁

①慈善残余財産信託（CRT）

CRTとは、信託期間の終了まで（または委託者の生存中）は、収益などの分配金を委託者（または委託者の配偶者などの受益者）が受け取り、信託期間が終了した後は、信託財産の元本などの残余権を公益事業のために用いるように定めた信託である（IRC664(d)(1)）。

具体的な仕組みとしては、以下のように説明されるが、これは、課税上の優遇を受けること（税制適格⁴³）を前提としている⁴⁴。下線部は、CRTを設定するにあたり注意すべき項目である。

- （ア）委託者が資産を取消不能な信託に譲渡する。その際の譲渡資産の評価はCarryover基準⁴⁵で、委託者が保有していた評価で信託に譲渡され、委託者が存命中はその評価で信託が保有する。
- （イ）信託（受託者）は少なくとも一人以上の生存受益者に信託収入を支払い⁴⁶、信託利益の支払期間は最長20年間の有期または受益者の生存期間とされる。
- （ウ）支払期間の終了時に信託残余財産は一つ以上の適格慈善団体（IRC Section170(c)(2)(B)）に譲渡され、慈善団体に寄付される残余財産は預託された時点の公正市場価格の少なくとも10%以上でなければならない。
- （エ）以上の仕組みによるメリットとしては、支援する事前団体への大規模な寄付の計画を支援することができること、寄付者は特定の期間または生涯に渡って予測可能な収入を得ることができること、各種税制上の優遇を受けられること、にある。

税制上のメリットとしては、具体的には以下の点が挙げられる。

- （1）連邦所得税の寄附金控除（項目別控除）を受けることができ、その金額は、最大では、寄付金額の50%となる（IRC170(d)(1)(A)）。実際の控除金額は、寄付された財産の価値から年金の現在価値を控除した金額となる。項目別控除を選択した場合、調整後総所得から最大50%の寄附金控除が取れる（IRC170(f)(2)(B)）。
- （2）受け取る年金の所得控除については、所得が公的年金だけの場合、課税の対象とはならず、申告の必要もないが、それ以外の所得がある場合は、年金の一部は課税対象となる（IRC72(b)）。課税対象となる年金の金額は、年金の受給額の半分と年金以外の所得の合算額で決定することになり、信託からの受益は通常の所得として計算される。
- （3）土地や株式を信託寄付した場合は、取得原価で寄付したものとされ（IRC170(e)(1)(B)(i)）、信託受益が現実に移転した時に時価課税（キャピタル・ゲイン課税）されるため、課税の繰り延べ効果がある。
- （4）寄付額の全額が遺産から除外されるため（IRC2055）、連邦遺産税の課税対象から排除される。

信託受益に対する所得税については、フォーム1041による所得税申告が必要であり（IRM3.11.14）、信託の計上利益からの受益に対しては通常の所得として申告する必要がある。

②慈善リード信託（CLT）

CLTとは、委託者が信託設定の後、信託期間の終了までは収益を慈善、教育などの公益事業に提供されるが、期間の終了後（または委託者の死後）は、残余の元本を委託者の定める相続人などが受け取るように定めた信託である。CLTもCRT同様、税制適格として設定されることによって、課税の優遇を受けることができる仕組みとなる。

要件としては、その信託は取消不能の信託であること、適格な慈善団体に少なくとも年に一度支払いを行うこと、が必要である。譲渡資産の評価はCarryover基準で、委託者が保有していた評価で信託に譲渡される点や、現金以外を信託した場合のキャピタル・ゲイン課税の繰り延べ効果があり、土地や株式を寄付した場合は取得原価で寄付したものとされる点はCRTと同じである。また、連邦遺産税上、寄付額の全額が遺産から除外される。

⁴³ このような税制適格は「寄付年金」と説明されることがある。金明中「日本における寄付年金の導入を考えよう！—アメリカの事例を参考に—」2013年5月、（ニッセイ基礎研究所ウェブサイト）、<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=40705?site=nli>参照。

⁴⁴ Internal Revenue Service. (n.d.). *Charitable remainder trusts*. Retrieved from <https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-remainder-trusts> (2025年3月26日閲覧)

⁴⁵ Carryover基準とは、財産を取得した受贈者にも贈与者の取得価額が引き継がれることである。

⁴⁶ 支払方法によって、毎年特定の金額を受益者に支払う（金額は信託設定時の信託財産の価値の5%以上、50%以下とする）Charitable Remainder Annuity Trust（CRAT）と、毎年信託価値の一定割合を受益者に支払う（支払額は通常毎年評価される資産の公正市場価格の少なくとも5%、最大50%でなければならない）Charitable Remainder Unitrust（CRUT）の二種類に分かれる。

CRTと異なり、適格な慈善団体への支払いが続く限り、20年を超える有期の信託期間を設定することも可能となっている⁴⁷。

(3) 税制優遇措置の立法背景

アメリカにおいて、上記のような寄付信託には優遇税制が講じられている。このような優遇制度については、「連邦議会が所得税と相続税の優遇制度を設けた背景として、1960年代にペンシルバニア大学設立の基金を卒業生からのブランド・ギフトで調達、寄付によって非営利の高等教育機関が設立されたこの成功事例を議会が見て、他の高等教育機関も同様に市民のブランド・ギフトにて設立される様なインセンティブを設けた為と言う研究者もいる」との指摘がある⁴⁸。

このように寄付信託優遇制度の創設の背景に、寄付による高等教育機関の設立が存在した事実は注目すべきであろう。

その後アメリカでは、金融機関やファイナンシャル・プランナーが、ブランド・ギビングを顧客の資産運用方法の一環として勧め出し、金融機関がCRTから発生する生前配当収入の仕組みを退職後の生活設計として勧めた結果、1990年代には40～50歳台の人々でブランド・ギフトを設定する数が急増したという⁴⁹。

第2節 大学寄付の事例研究

前節で述べたように、アメリカでは高等教育機関（大学）の創設において寄付が用いられており、税制をも変えてきたという歴史があった。

本節では、現実にアメリカの大学において利用されているブランド・ギビングについて内容を確認する。

(1) 大学への寄付状況

非営利組織「教育振興・支援協会（CASE：Council for Advancement and Support of Education）」が発表した最新の「教育への寄付支援調査（Voluntary Support for Education survey）」によると、2023年6月で終わる2023年会計年度中にアメリカの大学に寄せられた寄付金の総額は580億ドル（約8兆1200億円）にのぼり、そのうちの26.7%は、寄付金額がもっとも多かったトップ20校が占め、2023年度の寄付金額の最高位はハーバード大学で、約14億ドル（約1960億円）であった⁵⁰。

(2) ハーバード大学の事例

①財政状況

ハーバード大学の基金は約500億ドルの規模を有しており、毎年4%後半から5%前半のリターンを大学の運営経費に拠出している。2023年度には約22億ドル、大学の運営経費の約1/3を拠出している。

⁴⁷ Fidelity Charitable. (n.d.). *Charitable lead trusts*. Retrieved from <https://www.fidelitycharitable.org/guidance/philanthropy/charitable-lead-trusts.html> (2025年3月26日閲覧)

⁴⁸ 公益財団トラスト60前掲注(39)2頁

⁴⁹ 公益財団トラスト60前掲注(39)3頁

⁵⁰ Council for Advancement and Support of Education. (2023). *Giving to U.S. colleges and universities: \$58 billion in fiscal year 2023*. Retrieved from <https://www.case.org/resources/giving-us-college-and-universities-58-billion-fiscal-year-2023> (2025年3月26日閲覧)

基金の運用実績（赤線）と基金から大学財政への拠出額（棒グラフ）の推移は下記の表のとおり（表3－1）。

（表3－1）



（出所：Harvard University. (n.d.). *Endowment*. Harvard University Finance. Retrieved March 29, 2025, from <https://finance.harvard.edu/endowment>)

2023年の寄付金収入は約14億ドルで、うちEndowment fundsへの受け入れは約6億ドルで、寄付金収入の約4割を占めている⁵¹。

②寄付の受け入れ方法

ハーバード大学では、ブランド・ギビングとして、CRTを採用しており、受け入れにおいては最低寄付金額を25,000ドル（約350万円）に設定しており、年金の受給は40歳から可能とし、寄付年金の受給開始年齢が高くなればなるほど年金給付率が高くなるシステムを適用している（表3－2）。

（表3－2）25,000ドルを寄付した場合の給付率と給付額

受給開始年齢	給付率	給付額
65	5.4	1,350
70	6.0	1,500
75	6.7	1,675
80	7.7	1,925

ハーバード大学では、CRTを利用するメリットとして次の点を挙げている⁵²。

- 資産運用会社による安定的な給付
- 寄付金に対する税額控除
- 譲渡所得税の減免
- 贈与税や相続税の減免

このようにハーバード大学では、CRTというスキームを採用することで寄付することの有効性を示し、積極的な宣伝活動を行い莫大な寄付を集めているといえよう。

（3）ピッツバーグ大学の事例

ピッツバーグ大学では、寄付の受け入れに、CLTを採用しており、ホームページにおいて節税効果による次世代への財産移転の1つの選択肢として、信託による大学への寄付を呼び掛けている。

⁵¹ Harvard University. (2023). *FY23 Harvard financial report*. Retrieved from https://finance.harvard.edu/files/fad/files/fy23_harvard_financial_report.pdf (2025年3月26日閲覧)

⁵² Harvard University. (n.d.). *Planned giving: Pay income*. Retrieved from <https://alumni.harvard.edu/giving/planned-giving/pay-income#CRTs> (2025年3月26日閲覧)

そこでは寄付による効果として次のような具体的な金額を記載し説明している⁵³。

マークは1,000,000ドル相当の資産をCLTに資金を信託提供します。マークの信託は、ピッツバーグ大学に15年間、毎年60,000ドル（当初の公正市場価値の6%）を支払い、合計900,000ドルを支払います。その支払いの割引現在価値614,445ドルについては、信託設定時に所得税控除を受けることができます。信託が平均年率8%の収益を上げると仮定すると、毎年8%の運用収益に対しては所得課税されますが、マークは信託期間の終了時に約1,600,286ドルを受け取ります。

このようにピッツバーグ大学では、CLTにより大口の寄付額を受け入れる努力をしているといえる。

第3節 ブランド・ギビングの検証

ブランド・ギビングの内容として、CRT、もしくはCLTを採用・創設した場合にどのような課税関係、税額等になるか検証し、それぞれの有効性を検討する。

(1) CRTとCLTの比較

前節において、ハーバード大学とピッツバーグ大学が採用していたブランド・ギビングの比較をすると、以下の表となる（表3-3）。

（表3-3）両校の比較

	ハーバード大学（CRT）	ピッツバーグ大学（CLT）
概要	委託者が資産を取消不能な信託に譲渡する。最大50%を年金資産とし、信託設定期間中（20年もしくは生存期間）に年金を受け取ることができる。残余財産は慈善団体に帰属する。	一定期間（一定の年数または委託者の死亡まで）、財産を信託し、残余財産は家族やその他の受益者に戻される撤回不能信託となる。CRTの最長20年のような信託期間の制限はない。
イメージ	信託した財産の半分を年金原資とし、半分を慈善団体に寄付する。運用益は年金の受取額の増額と残余財産の増額になる。	一定期間財産を信託し、運用された期間中の収益は受益者（大学）に、信託期間満了後の残余財産は委託者もしくは家族などに返還される。
税制		
設定時	寄付財産の価値から受け取る年金の現在価値を差し引いた分が寄付金控除となる。土地や株式を信託した場合、取得原価で寄付したと計算されるが、受け取る信託受益は時価に基づく。	慈善受益者に行われる信託収益の分配の現在価値に対し、所得控除が適用される。
運用時	他収入が公的年金だけの場合、信託期間中に受取る年金には課税されない。	運用益は委託者に課税される。
解約時	残余財産は慈善団体に寄付されるので、課税関係は生じない。	委託者に返還される場合は課税関係はない。

(2) CLTの節税効果

CLTによる節税効果は、信託設定時に、グラントートラスト（Grantor Trust）となるか、ノングラントートラスト（Non-Grantor Trust）となるかにより、その効果が分かれることになる。

グラントートラストとは、信託の設定者（委託者、Settlor）が信託財産（Trust property）の元本、収益又はその双方について、所得税法上その財産及びその収益の所有者とみなすことができるほどに実質的な支配権（Substantial control）を留保している信託のことで、この信託については、委託者に所得税・遺産税が課されることとなる。つまり、グラントーが当該信託財産の所有者とみなされる（IRC671から679条、2036から2038条）。

ノングラントートラストは、委託者と切り離され、分離した納税義務の主体（Taxable legal entity）とみなされるため、信託の作成時点で法人としてのタックスID（納税者番号）が設けられる。ノングラントートラストの収益は、委託者の存命中でも法人の収益として課税され、信託自体に申告義務や納税義務が課される。

グラントートラストの場合は、信託設定時に信託した財産額に対して所得控除（寄附金控除）を受けることができ、委託者に臨時の所得があった場合に、項目別控除を選択することで有利となる。

イレボカブルトラス（撤回不能信託、Irrevocable Trust）でかつノングラントートラストの場合は、受益者に信託財産が信託設定時に移転し、かつ、収益も受益者に移転するため、寄附金控除は受けられないが、委託者が財産を信託した

⁵³ University of Pittsburgh. (n.d.). *Charitable lead trusts*. Retrieved from <https://plannedgiving.pitt.edu/charitable-lead-trusts> (2025年3月26日閲覧)

段階で、相続税又は贈与税の価値が決まることで、これにより、信託終了時点での価値よりも低い課税価格での贈与が可能となる。

アメリカの場合は贈与であっても、統一移転税制（Unified Transfer Tax System）を使用することにより、基礎控除が1000万ドル以上（2024年は1361万ドル）使用できるため、無税での贈与も可能となる。

そこで、ピッツバーグ大学が採用しているCLTを検証する。

前記の具体例「マークは1,000,000ドル相当の資産をCLTに資金を信託提供します。マークの信託は、ピッツバーグ大学に15年間、毎年60,000ドル（当初の公正市場価値の6%）を支払い、合計900,000ドルを支払います。その支払いの割引現在価値614,445ドルについては、信託設定時に所得税控除を受けることができます。信託が平均年率8%の収益を上げると仮定すると、毎年8%の運用収益に対しては所得課税されますが、マークは信託期間の終了時に約1,600,286ドルを受け取ります。」を確認してみる。

1年目に信託に1,000,000ドルを委託し、1年平均利回り8%で運用すると仮定し、さらに15年間毎年60,000ドルを大学に寄付をすると、1年目終了時点での残高は1,000,000ドル＋80,000ドル（受取利息）－60,000ドルとなり、1,020,000ドルの残高となる。

2年目は1,020,000ドルを運用するため、1年目終了時点での残高は1,020,000ドル＋81,600ドル（受取利息）－60,000ドルとなり、1,041,600ドルの残高となる。

これを15年目まで続けると受取利息の合計は1,443,042ドル、寄付総額は900,000ドルとなり、信託財産の残高は1,543,042ドルとなる（表3－4）。

（表3－4）信託財産の残高

年数	投資元金	利息（8%）	寄付額 （大学へ）	寄付後残額	残額と利息の合計 （翌年投資元金）
1	1,000,000	80,000	60,000	940,000	1,020,000
2	1,020,000	81,600	60,000	960,000	1,041,600
3	1,041,600	83,328	60,000	981,600	1,064,928
4	1,064,928	85,194	60,000	1,004,928	1,090,122
5	1,090,122	87,210	60,000	1,030,122	1,117,332
6	1,117,332	89,387	60,000	1,057,332	1,146,719
7	1,146,719	91,737	60,000	1,086,719	1,178,456
8	1,178,456	94,276	60,000	1,118,456	1,212,733
9	1,212,733	97,019	60,000	1,152,733	1,249,751
10	1,249,751	99,980	60,000	1,189,751	1,289,731
11	1,289,731	103,178	60,000	1,229,731	1,332,910
12	1,332,910	106,633	60,000	1,272,910	1,379,543
13	1,379,543	110,363	60,000	1,319,543	1,429,906
14	1,429,906	114,392	60,000	1,369,906	1,484,298
15	1,484,298	118,744	60,000	1,424,298	1,543,042
合計		1,443,042			

寄附金控除については、CLT設定時の年度において、寄付の予定総額の900,000ドルの割引現在価値（NPV）が控除できということから、適用利率5.2%として計算すると、614,445ドルとなる。

したがって、臨時所得があった場合には、その年度の翌年以降の所得が低ければ、受け取る利息の所得税が低くなるため、税の低減効果があることとなる。

第4節 ブランド・ギビングの有用性

ブランド・ギビングについては、以下の三者の観点からそれぞれの有用性が考えられる。

（1）寄付者

まずは、寄付者に対する有用性であるが、寄付者に対しては、以下のようにメリットの多さが指摘できる。

①大口寄付を行い多大な社会貢献をしているという満足感と喜び、チャリタブル・リメインダー・トラストの様にブラ

ンド・ギフトの種類によっては、寄付後も定期的収入が見込める。

②税制上の優遇が適用できる。

③将来の財産管理の一環として取り組める利便さ存在する。

特に、②については、他の寄付と比べ、ブランド・ギビング寄付者におけるモチベーションとして極めて重要である。

ブランド・ギビングの寄付者は、他の寄付者と比べ、特徴的なプロフィール（属性）を持つといわれており、そのプロフィールとしては、①高い年齢、②資産の蓄積、③子供のいない夫婦、あるいは独身者、④寡婦(夫)、⑤社会支援の強い心、であるとされる⁵⁴。

(2) 被寄付団体等

被寄付団体に対する有用性について、被寄付団体にとってのメリットとしては、①ブランド・ギフトは概して高額、②多くのブランド・ギフトは内容変更不可能、③団体の財政計画・管理の見通し、④社会に対して効果的な広報活動、⑤ブランド・ギフトの寄付者は高い年次寄付をする確率が高いことが挙げられる。

CLTやCRTは、税制適格として「取り消し不可能」な信託であることが要件であるため、公益団体にとっては将来の寄付収入が見込め、それらを使途の決められた資産(restricted fund)として計上できる等、財政的なメリットが大きいといえよう。

(3) 営利機関

アメリカでは、前述したように、多くの営利機関がブランド・ギビング業務に参入してきたが、その理由として、ブランド・ギビング業務遂行には、同時に税制や資産運用・管理に伴うテクニカルな知識と相当量の実務が要求されるが、公益団体の多くはそうした幅広い専門知識と人材・労力を兼ね備えていないため、金融機関によるサービスは「ビジネス・チャンス」ととらえられてきた⁵⁵。特に金融サービスを提供する営利機関にとっては、大きな利益拡大の可能性はある。

第4章 税制改正の提言

「信託」が「寄付」という概念と近似していることで、これまで研究してきた信託に関する課税関係の検証の成果から、寄付に関連する税制の検討を行うこととし、これまでにおいて、寄付と税制の関係及び信託と寄付の関係を整理したのちに、寄付先進国であるアメリカの信託事例及び信託税制の確認を行うことで、日本との寄付に関連する税制と比較検証してきた。

特に高等教育機関への寄付において、アメリカでは巨額の寄付が行われているという事実が存在し、その説明として、アメリカ特有の宗教文化に根差す博愛精神、高等教育機関による積極的な寄付募集活動が指摘されてきたが、それ以外の誘因として、寄附税制が有効な視点であると示唆する論考もみられる⁵⁶。

そこで本章では、寄付における税制面の視点から、アメリカの寄付税制と比較検証することで、日本において導入可能であり、かつ有効な税制の提言を試みたい。

第1節 アメリカとの比較による寄付の現状把握

これまでのアメリカの寄付の調査や確認から、日本における寄付の現状について認識しておく。

まず、アメリカと日本の寄附に関する事項として以下のような差異を確認できた。

	日本	アメリカ
寄附税制	厳格な要件、制限的な税免除	税制優遇措置あり
寄付環境	富裕層のみ可能	個人的利用が可能なプログラムがある
問題認識	活用されていない	租税回避行為
主な寄付税制改正	ふるさと納税（2008年（平成20年））	Tax Reform Act of 1969

⁵⁴ 公益財団トラスト60前掲注(39)13頁

⁵⁵ 公益財団トラスト60前掲注(39)11頁

⁵⁶ 福井文威『米国高等教育の拡大する個人寄付』東信堂（2018年）251頁。なお、福井氏の本研究成果は、内閣府による「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針）」の中に「国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討」という文言が入るきっかけとなった。

アメリカにも寄附制度上の問題はあるものの、まずは寄付への関心や環境を整えるために先に税制ができたという歴史があり、その点では、税制からの整備が有効であることが指摘できる。

第2節 寄附税制の問題と課題

日本で採用されている「特定寄付信託」の問題点としては、①金銭のみで有価証券や不動産は信託できない、②信託設定期間に柔軟性がない、③寄付者への金銭交付の上限が元本の3割とされている、④所得控除、税額控除対象の寄付ができる対象団体が限定される、など指摘できる。

一方で、アメリカの信託を利用した寄付では、以下のような点が確認された。

①当初の信託設定時にはまだ寄付が発生していないにもかかわらず、寄付者は寄付に関する税制上の優遇を受けることができる。

②実際の寄付が発生する段階でも、遺産税上の優遇を受けることができる。

特に大学への寄付の場合は以下のような比較をまとめることができる。

(表4-1) 大学への寄付の日米比較

	日本	アメリカ	
制度	特定寄付信託	CRT	CLT
寄付先	信託銀行指定の学校法人	大学の基金	大学の基金
運用	信託銀行	大学の資産運用機関	大学の資産運用機関
寄付金種類	現金のみ	現金、有価証券、不動産	現金、有価証券、不動産
寄付金控除	元本部分のみ特定寄付金として、所得金額の40%を上限に寄付額マイナス2000円の40%の税額控除。	調整後総所得から最大60%の所得控除（連邦税、州税、地方政府税の合計最高税率51.4%（NY市の場合））。2018~2025まで。	慈善団体に支払われた利息の価値が相続税の事前控除の対象となる。
運用収益	非課税	非課税	課税
運用期間	5年以上10年以下	最長20年間、または委託者の存命中	期間の制限なし
信託財産の交付	30%以下、かつ1年ごとに各期間均等	5%~50%以下	
残余財産	大学への寄付	大学への寄付	委託者へ還付

以上から、日本の寄附税制は、要件が多く制限された税制といえ、取り扱うことのできる事業者も大手の信託銀行のみであることから一部の富裕層のみが利用可能であり、一般の国民が容易に利用できるものではない。一方で、アメリカの制度は、一般国民にも容易に利用できる環境が整っており、そのような行為を税制が後押しをしているといえよう。

このような差異は、日本の環境の不整備ではなく、厳格な税制に問題が存しているようにも考えられる。

また、アメリカにおいて一般市民が利用している「ワークプレイス・ギビング」や「ドナー・アドバイズド・ファンド（DAF）」の内容は、日本においても有効となるのではないだろうか。特にDAFについては、時間を変えて（超えて）優遇税制を利用できる点は、日本の納税者や資金調達団体にとって有益なものと思われる。

第3節 寄附促進税制導入の必要性

先述したように日本の高等教育の危機が叫ばれている中、学生納付金や国からの資金だけではなく自主財源の確保の方策の一つとして寄付が注目されてきたように、寄付をどのように活用するかという議論が盛り上がりを見せている。

日本の寄付文化がどのような現状にあるのかについては、議論のあるところだが、被災関連への寄付以外は、積極的に行われているとはいえない。一方で、純然たる寄付と呼ぶにふさわしいといえるかどうかは疑問の残るところだが、「ふるさと納税」がこれほどまでに活用されてきた理由として、税制優遇の存在があることは疑いもなく、上記のような将来の日本の課題や問題を解決すべく、また国力回復の基盤を支える高等教育への国民の関心を向けさせるため、高等教育機関（大学）への寄付を後押しする税制の導入は必要と考える。このような制度の導入は、ひいては日本の寄付文化の醸成に貢献するものと思われる。

第4節 提言

第3章において確認できたように、アメリカにおける莫大な寄付は税制が支えているという点は疑うべくもなく、特に高等教育機関の創設や運営において寄付が活用され、税制をも変えてきたという歴史を鑑みると、日本においても高等教育機関への寄付活用を進めるために、提言のような税制による後押しが望まれるところであろう。

そこで本節では最後に、以上の検討を勘案し、以下の税制改正を提言する。

なお、以下の措置は、アメリカのCRT及びCLTに対する税制措置を参考としたものであり、日本においてもこのような仕組みが導入されることにより、高等教育機関の独自財源獲得への選択肢を広げ、寄付収入増加の可能性が高まることや、行き所のない財産⁵⁷の有効活用が見込め、納税者の寄付への関心が高まるものと考ええる。

(1) 日本版CRT（慈善残余財産信託）制度に対する税制の整備

アメリカにおけるCRTの導入を念頭に入れ、以下の信託を設定したとき（以下、「適格残余寄附信託」という。）の税制を整備する。

まず、委託者が資産を取消不能な信託に譲渡する。その際、最大50%を年金資産とし、信託設定期間中（20年もしくは生存期間）に年金を受け取ることができるとし、残余財産は慈善団体に帰属する。そして、信託した財産の半分を年金原資とし、半分を慈善団体に寄付する。運用益は年金の受取額の増額と残余財産の増額になる。

税制の内容としては以下のように整備する。

①寄付できる財産の種類と受託機関の拡大

令和8年度から施行予定の新しい公益信託制度の見直しを参考とし、適格残余寄附信託については、対象となる信託財産の範囲を「金銭のみ」から「金銭に限定しない」とする。また受託者についても同様に、信託銀行に限定せず、能力を有する者にも受託権限を与える。

②信託財産の交付限度割合の引き上げ

生ずる利子所得が非課税となる方法を規定する法令（措令2条の35第7項8号）では、信託期間中に交付される金銭の合計額を元本の額の30%を限度としているが、アメリカの税制を参考に、当該限度割合を30%から50%に引き上げる。

③ふるさと納税制度との整合性を考慮した寄附金控除の適用

信託に譲渡する際に将来年金として交付される原資とならない50%については、条項を新たに新設し、ふるさと納税と同様の税額控除の特例を受けられることとする。また寄附金税額控除について定めた（地税314条の7）についても同様の措置を講じる。

④受領年金の非課税措置

個人が年金を受け取る際に課される所得税については、当該受領年金の所得区分は配当所得として取り扱い、適格残余寄附信託からの年金は非課税とする。

⑤相続発生時の残余財産の取り扱い

適格残余寄附信託について、寄付額のうち交付されない50%の残余財産については、特定公益信託（措令40条の4）に含めることとし、科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲（同令40条の3第1項2号、40条の3第1項4号及び40条の3第4項）に該当するものとして、国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等を定めた法令（措法第70条）の適用が受けられるよう講ずる。

(2) 日本版CLT（慈善リード信託）制度に対する税制の整備

アメリカにおけるCLTの導入を念頭に入れ、以下のような信託を設定したとき（以下、「適格リード寄附信託」という。）の税制を整備する。

一定期間（一定の年数または委託者の死亡まで）、財産を信託し、残余財産は家族やその他の受益者に戻される撤回不能信託を設定するが、CRTのような最長20年という信託期間の制限はないこととし、一定期間財産を信託し、運用された期間中の収益は受益者（大学など）に、信託期間満了後の残余財産は委託者もしくは家族などに返還される。

税制の整備内容としては以下のように提言する。

⁵⁷ 2024年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の世帯数の将来推計 全国推計」によると単独世帯の高齢者が2050年には1084万人まで増加する見通しであり、予想を超えるペースで独居高齢者が急増している（国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」<https://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2024/t-page.asp>参照）。

①寄付できる財産の種類と受託機関の拡大

適格残余寄附信託同様に、適格リード寄附信託についても、対象となる信託財産を金銭に限定しないとし、受託者を信託銀行に限定せず、能力を有する者にも受託権限を与える。

②寄附金控除の適用

適格リード寄附信託については、寄附金控除が受けられる特定公益信託の類型の規定（所法78条3項）に含めることとし、控除金額の算定において、信託設定時、慈善受益者に行われる信託収益の分配の現在価値を適用できるものとする。当該年度において控除しきれなかった控除金額がある場合は、翌年以降に繰り越して適用できるものとする。また、毎年の運用益に対しては毎年の年金支給などをせず、信託解約時まで配当や分配を行わないので、非課税とする。

③信託解約時の一時所得の適用

信託解約時の返戻金については、その金額から当初の信託金額から寄付をした金額を控除した金額を差し引いた部分が所得なる。この金額は、実質は学資保険の満期返戻金などと同様な性質を持つことから、所得課税上の所得区分は一時所得とする。

おわりに

2004年に国立大学が法人化されて以降、国からの運営費交付金は2004年の1兆2415億円から20年後の2024年には1兆784億円と14%の削減となっている⁵⁸。

大学では人件費を抑えるために、任期付教職員が増えており、2024年度の任期付き教員の割合は32.0%と、ほぼ3分の1にもなる⁵⁹。任期付き教員の増加は、雇用を不安定化させ、成果の出やすい研究に走る研究者を増やすとも指摘されている。また、外部資金依存増加で研究時間が減少し、そのことが論文数順位低下につながっているとの指摘もある。

他にも、300万円の設備の更新費用が賄えずに金沢大学がトイレを改修するためにクラウドファンディングを実施したことがニュース⁶⁰になったことも記憶に新しい。

国立大学の学費値上げ、その大半が学生の扶養控除の問題であった103万円の壁の議論、高校授業料無償化、基礎研究分野への資金の枯渇からくる研究レベルの停滞など、日本の高等教育の危機についての議論が政治の場などでもなされるようになってきた。

日本の大学においても安定した収入を確保し、強固な財政基盤を築くことは本来の大学の自治の確立に繋がるだけでなく、高等教育を受ける機会の均等化の側面からもまた、人的な面、設備的な面、両方からの研究環境の充実による基礎科学を含めた研究分野への資金の供給の面からも重要な課題であると考えられ、一時的な寄付金控除による財政的な手当てだけではなく、恒久的かつ安定した自主的な収益基盤を築くことが重要である。そのような観点からすると、中国のように税控除を受けられる団体を限定するという方法も考慮する余地があろう。大学の安定収入確保のみを念頭に置くならば、例えば、寄付によって税控除を受けられるのは大学に寄付する場合のみとする制度も考えられる。しかし、これは極端な例であり、今後中国の事例や経験などをさらに検討していきたい。中国の事例の検討は今後の課題である。

そのモデルとなりえるのが日本より桁違いに大きく、強固なアメリカの大学における基金の運用であり、それを支えるのは税制面からの促進策であるのは疑いがない。

そこで本稿ではアメリカの大学での基金積立の中心となっている慈善残余財産信託（CRT）と慈善リード信託（CLT）の日本版の導入を中心に税制面から検討を行い、現行法制の一部改正で十分に対応可能であることが解ってきた。

少子高齢化対策や産業競争力の強化など国家的な課題の解決の観点からも、教育の機会均等の観点からも大学の財政基盤の強化は重要な課題で、本稿への意見、批判を検討しながら、日本でも有益かつ実現可能となる税制を検討して行きたい。

⁵⁸ 国立大学協会ウェブサイト「2023年国立大学法人基礎資料集12(1)財務」

<https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/12.pdf>（2025年3月30日閲覧）

⁵⁹ 一般社団法人国立大学協会 教育・研究委員会 男女共同参画小委員会（編）『男女共同参画小委員会 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書』一般社団法人国立大学協会、71頁。国立大学協会ウェブサイト（https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/202501houkoku_01.pdf）でも閲覧可。

⁶⁰ 「トイレ改修費用、国立大が募る理由 和式敬遠し『洋式待ち渋滞』批判あるけど…財政厳しく」『朝日新聞』2023年11月2日付夕刊11面

